

八尾市小規模保育事業 A 型（令和 9 年 4 月開園）

設置・運営事業者募集要項に関する質問に対する回答について

質問 番号	質 問	回 答
1	○市内認可外保育施設から小規模保育事業所に業態を変更する場合 ① 在園児はどうなるのか。（引き続き小規模保育事業所に通うことは可能か。） ② 在園児にはどのタイミングでアナウンスすればいいか。（アナウンスが 1 次募集のギリギリになると保護者の選択肢がせまくなるため） ③ 在園児の兄弟の子達はどうなるのか、2 次募集で申し込むようアナウンスすればいいか。 ④ 第一子が小規模保育事業所に引き続き通い続ける場合、第二子が令和 9 年 4 月 1 日の入所申し込みをした場合は加点があるか。 ⑤ 認可外保育施設（企業主導型保育施設）では兄弟がいる場合、第一子は第二子の育休中も期限の定めなく通い続けることが可能だが小規模保育事業所は可能か。 ⑥ 3 月で育休に入られる方の上の子はどうなるのか。	① 市内認可外保育施設から小規模保育事業所へ変更となった後も引き続き利用することを希望している場合は、10 月 1 日時点の在園児までは通うことが可能です。 ② 現時点で公募に申し込んでいる旨はお伝えいただいて差し支えありませんが、設置・運営事業者として、今後決定に至るかどうかは未定であることが伝わるようにしてください。 ③ 在園児のきょうだいを利用を希望する場合は市へ申込手続きが必要となりますので、2 次選考以降のお申込みについてご案内ください。 ④ お見込みのとおりです。 ⑤ 上の子の利用（保育認定期間）については、育休にかかる児童である下の子が満 2 歳に達する年度末まで可能です。 ⑥ ⑤と同様です。なお、下の子の利用を希望する場合は、復職（就労）等の保育認定が必要となります。
2	小規模保育事業所は令和 9 年 4 月 1 日入所対象の一次選考に掲載されるのか。	二次選考から掲載されます。 ※「保育利用あんない」には、小規模保育施設が 1 施設開設されることについては掲載済です。
3	提出書類一覧の⑫、⑭は法人のものを提出すればいいか。それとも施設のものを提出すればいいか。	⑫は新たに開設する小規模保育事業所の資金計画書、⑭は令和 8 年度の法人の資金収支予算書の写しを提出してください。

4	「14. 資金収支予算書の写し（令和8年度）」について当法人は、株式会社のため、資金収支予算書自体、作成しておりません。 （保育事業は、法人全体の売上の5%程度です） こちらについては、提出を省略しても差し支えないでしょうか？	資金収支予算書に代えて、収支予算書等を提出してください。収支予算書等の提出も難しい場合は、年間の資金繰りの予定が分かる資料を提出してください。
5	「15. 預金残高証明書の写し」について10／14提出期限との事ですが、今から、銀行に依頼した場合、2週間以上はかかります。 したがって、代わりに、ネットバンキングで出力する預金残高明細等でも構わないでしょうか？	預金残高証明書の即時発行が困難な場合は、預金残高明細書等の提出でも差し支えありません。
6	小規模保育園の開園から3年後及び、5年後の在園率について 定員数に対する在園児数の割合を、推定で構いませんのでご教示ください。	施設ごとに利用状況が異なるため一概には申し上げられませんが、開園当初と3年後及び5年後のいずれにおいても、在園状況に大きな違いはありません。 なお、令和8年4月1日時点においては、0歳児の定員枠に空きがございましたが、10月1日時点では全ての小規模保育事業において、定員上限まで埋まっております。